

ユニバーサル社会推進会議(第9回)

議事次第

1 日 時 令和8年1月20日(火)(持ち回り開催)

2 議 題 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について

配布資料

資料1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について(案)

参考資料1 ユニバーサル社会推進会議の開催について

参考資料2 「ユニバーサル社会推進会議幹事会」構成員

(案)

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について

〔令和8年1月〇日
ユニバーサル社会推進会議決定〕

ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対する表彰については、これまで「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰要領」（平成13年11月6日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）により内閣府において実施し、関係行政機関において必要な協力をやってきたところであるが、同会議の廃止に伴い、今後は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）の目的を踏まえて内閣府において実施するバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰に対し、関係行政機関は、必要な協力をを行うものとする。

ユニバーサル社会推進会議の開催について

平成 31 年 1 月 25 日

関係省庁申合せ

令和 4 年 10 月 13 日一部改正

令和 5 年 9 月 8 日一部改正

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 100 号）第 13 条の規定に基づき、関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

1. 組織

- （1）推進会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- （2）推進会議に議長を置く。議長は、内閣府の副大臣をもって充てる。
- （3）議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体等に出席を要請することができる。

2. 幹事会

推進会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員のうち、推進会議において別途定める官職にある者とする。

3. 庶務

推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4. 雜則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

別紙

ユニバーサル社会推進会議構成員

共生社会政策を担当する内閣府副大臣（議長）

防災を担当する内閣府大臣政務官

消費者及び食品安全を担当する内閣府大臣政務官

こども政策を担当する内閣府大臣政務官

デジタル大臣政務官

復興大臣政務官

総務大臣政務官

法務大臣政務官

外務大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

国土交通大臣政務官

環境大臣政務官

警察庁長官官房長

「ユニバーサル社会推進会議幹事会」構成員

平成 31 年 1 月 25 日
ユニバーサル社会推進会議決定
令和元年 8 月 29 日一部改正
令和 2 年 8 月 31 日一部改正
令和 3 年 8 月 31 日一部改正
令和 4 年 10 月 13 日一部改正
令和 5 年 9 月 8 日一部改正
令和 6 年 9 月 26 日一部改正
令和 7 年 8 月 27 日一部改正

(議長) 内閣府大臣官房審議官

(構成員) 内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（総合調整・高齢社会対策担当）

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）

警察庁長官官房企画課長

消費者庁消費者政策課長

こども家庭庁支援局障害児支援課長

デジタル庁戦略・組織グループサービスデザイン担当参事官

復興庁統括官付参事官

総務省大臣官房企画課長

法務省人権擁護局人権啓発課長

外務省総合外交政策局人権人道課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長

経済産業省経済産業政策局経済社会政策室長

国土交通省総合政策局共生社会政策課長

環境省自然環境局自然環境整備課長